

1. 病院施設の老朽化に対する取組について

質問要旨

心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院は、パラスポーツ支援を大きな特徴の1つとしており、病院に隣接するサン・アビリティーズ城陽は、平成28年からパラ・パワーリフティング競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定され、同病院のスポーツドクターが医科学支援を行っているが、築後48年以上が経過していることから、病院施設の老朽化に対する取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 築年数がまもなく50年を迎える同病院について、令和5年度にあり方検討をしているが、今後の方向性と進捗状況はどうか。

(2) 敷地内には同病院のほか、サン・アビリティーズ城陽、生活訓練事業所ひまわり、職員宿舎、居住棟等の多くの施設があることから、現地建替に限らず、移転建替の可能性の検討や、今後のサン・アビリティーズ城陽との連携など、医師会や関係団体との調整も含め、早期に府民に対して見える化した議論を進めていくべきと考えるがどうか。

答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院の今後の方向性についてでございます。

リハビリテーション病院は、開設以来、府立医科大学との連携のもと、専門的なリハビリテーション医療の提供やパラスポーツへの医科学的なサポートなど重要な役割を担ってまいりましたが、開設から間もなく50年を迎え、建物や設備の老朽化が進んでいることに加え、外来・入院患者の減少など、病院を取り巻く環境も大きく変化しております。

こうした状況を踏まえ、令和6年3月に、総合リハビリテーション支援拠点の整備の必要性やあり方につきまして基本計画を策定し、同病院につきましては、高次脳機能障害に対する専門外来や継続的なリハビリテーションの実施、他の医療機関での受入れが難しい脊髄損傷などの社会復帰に時間のかかる患者の受入れなど、地域において必要な医療を提供していく方向性を示したところでございます。

一方で、この計画策定後、物価高騰に伴う建設費や医療機器の導入コストの増大などにより、医療施設の経営環境がますます厳しくなっている状況を踏まえ、施設整備や運営手法等のあり方につきましてさらなる検討を加える必要があると考えております。

また、地域における医療機関の整備につきましては、2040年を見据えた新たな地域医療構想と整合性を保ち、地域の医療機関との役割分担や連携等も含めた整理を進めていく必要がございます。このため、リハビリテーション病院の今後のあり方につきましては、これまで整理してきた同病院に期待される機能を、地域の中で持続的かつ効率的に発揮できるよう、検討を深めてまいりたいと考えております。

また、心身障害者福祉センターの整備の方向性についてでございます。

同センターには、リハビリテーション病院とともに地域生活への移行を支援する生活訓練事業所「ひまわり」や、同病院と連携して医科学サポート等を行うサン・アビリティーズ城陽などが設置

されており、障害者の社会復帰や社会参加を支える役割を果たしているところでございます。
今後も地域においてこれらの役割が継続的に確保されることが必要であると考えており、山城北地域医療構想調整会議等におきまして、引き続き、関係団体の御意見を伺いつつ、府民の皆様に分かりやすい形で情報発信を行いながら、センター全体の機能や施設のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、必要なりハビリテーションや障害福祉サービスが将来にわたり持続可能な形で提供される体制を整備し、障害の有無に関わらず誰もが地域で安心して暮らすことができる社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

2. 誰一人取り残されない不登校対策について

質問要旨

不登校児童生徒数が全国的に増加し続ける中、不登校の要因は多様であり、学校に限らず、家庭や地域、関係機関が連携しながら、小さな変化やSOSを早期に察知し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うことが求められている。国は令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」をとりまとめ、「学びの場の確保」「心の小さなSOSを見逃さない支援」「学校を安心して学べる場とする学校風土づくり」の3本柱で不登校対策を進めているが、誰一人取り残されない不登校対策に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

（教 育 長）

（1）本府では、不登校の未然防止や早期支援につなげるため、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、心の居場所サポーター等の専門人材を効果的に配置・活用するなど、様々な取組を進めている一方、スクールカウンセラーの来校日や顔もよく知らないという児童生徒の声も聞かれますが、小・中学校における相談ニーズや相談件数はどうか。また、どのような形で相談が実施されているのか。

（2）悩みを抱える児童生徒が、より気軽に安心して相談できる環境づくりを進めるなど、さらに不登校対策に力を入れていくべきと考えるが、今後どのように取り組むのか。

答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

誰一人取り残されない不登校対策についてでございます。

学校は、多様な人と交流し、多くの体験を重ね、様々な考えや価値観に触れることを通じて、学力のみならず、人を思いやり尊重する心などを育む場であり、その果たす役割は極めて大きいと考えております。

こうした中、府内の小中学校における不登校児童生徒数は13年連続で増加しており、その要因や背景、状況は様々であることから、一人一人に応じた支援を行うことが重要でございます。

このため、不登校児童生徒が、個々の状況やその段階に応じた支援を受けられるよう、様々な施策を展開しており、この中で各学校等へのスクールカウンセラーの配置にも取り組んでいるところ

でございます。

スクールカウンセラーへの相談件数につきましては、近年増加傾向にあり、令和7年度には約4万4千件に上っております。

これは、府内の全小中学校に週1回配置している中で、平均すると1校当たり1日約4件の相談に対応している状況であり、ニーズの高さがうかがえます。

相談内容といたしましては、不登校関係が約1万4千件、心身の健康・保健関係が約8千件、発達障害等の関係が約6千件となっており、多様な相談のニーズに対応していると受け止めております。

また、相談の形式につきましては、児童生徒や保護者への対面での個別面談に加え、必要に応じてオンラインでの面談を行うなど様々な形で実施しているほか、教職員への助言やケース会議への参加なども行っており、スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者に寄り添いながら、学校と家庭をつなぐ重要な役割を果たしているところでございます。

次に、今後の不登校対策についてでございます。

児童生徒の「小さなSOS」を見逃さず、不調が顕在化する前から支援につなげ、不登校を未然に防止することが重要であると考えております。

このため、1人1台端末を活用した「京都府版心の健康観察」を実施することで、これまで自ら相談することが難しかった児童生徒についても、心身の状態や変化を表現することを可能にしたいと考えております。

また、大学とも連携して、不調の兆候を示す回答内容を明らかにし、心の健康観察の情報を担任のみならず学校全体で共有することで、早期の声掛けや支援に生かすとともに、不調の兆候が見られた際には、スクールカウンセラー等の専門職とも連携し、適切な支援につなげてまいります。

さらに、不登校児童生徒に対しては、専門人材をより一層活用しつつ、校内外の教育支援センターの機能充実を図るとともに、不登校児童生徒を支援する機関同士が連携して、個々の状況を共有する仕組みを整えることで、一人一人に寄り添った居場所の確保や学習支援の充実にも取り組んでまいります。

府教育委員会といたしましては、子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、不登校児童生徒への支援を充実するとともに、未然防止の取組も推進することで、不登校児童生徒の減少を目指してまいります。

3. 安心安全の街づくりについて

質問要旨

安心安全の街づくりに関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 府警では令和7年3月に「交番・駐在所等の機能充実・強化プラン」を策定し、人口増加や都市化の進展により事件・事故が急増している地域において、犯罪等を未然防止するパトロールの強化や事件・事故の相談等への適切な対応を図るため、交番・駐在所を新設するとしている。南区久世学区では人口が急増しており、JR桂川駅周辺では北陸新幹線の敦賀以西ルートにおける新駅の設置が実現する可能性もある中、同プランに基づき、犯罪認知件数のみならず、人口増加に伴う住民の体感治安に配慮し、柔軟に対応すべきと考えるがどうか。

(2) 通学時間帯に制限速度を超過する車両の通行が多い西国街道をはじめ、通学路における児童の交通安全対策の強化のほか、大型車両が頻繁に通行する道路については、道路管理者による低騒音舗装の整備に加え、速度規制のための定期的な取締り等の対策が必要と考えるがどうか。

答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

まず、交番の新設についてでございます。

府警察においては、平成 18 年 7 月、当時の治安情勢などを踏まえ、地域の防犯力の強化と府民と協働した安全で安心なまちづくりを目的として、交番・駐在所等の機能充実・強化プランを策定の上、交番の新設、移転、統合など施設の再編整備を進めてまいりました。

その結果、京都府内には 192 箇所の交番、98 箇所の駐在所、5 箇所の警備派出所を設置し、それぞれの受持区域の人口、面積、昼夜別の治安情勢及び地理的条件等を勘案の上、管内の安全・安心を確保するために必要な人員を配置し、運用しているところでございます。

令和 7 年 3 月には、治安情勢の変化や地域の実情に即した交番・駐在所等の最適化を図るため、交番・駐在所等の機能・充実強化プランを改定し、交番等の施設整備に関する検討を継続するとともに日勤制交番の導入などの運用の見直しを進めているところでございます。

議員御指摘のとおり、交番の新設については、人口の増加・都市化の進展によって事件・事故等の発生等が急増している地域に対し、パトロールの強化や事件・事故、相談等への適切な対応を図るために実施することとしております。

J R 桂川駅周辺地域については、刑法犯認知件数や人身交通事故は減少傾向にある一方で、人口の増加や都市化の進展もみられることから、引き続き、地域の実情、治安情勢の変化に留意をし、府内全域の最適化を念頭に置きながら、交番新設の要否について、適切に判断をしております。

また、地域住民の皆様の不安を払拭できるよう、引き続き、パトカーや交番勤務員によるパトロールを推進してまいりたいと考えております。

次に、車両の通行が多い通学路における児童の交通安全対策についてでございます。

府警察としましては、次世代を担う子供のかげがえのない命を守るため、通学路における交通安全対策は非常に重要であると認識しております。

過去、児童多数が死傷する通学路における交通事故については、平成 24 年の亀岡市のほか、令和 3 年には千葉県八街市でも発生をしております。

こうした事故の発生を受け、府警察においては、教育委員会や道路管理者と合同で通学路の緊急点検を行い、

- ・ 車両が速度を上げやすい箇所
- ・ 大型車の進入が多い箇所
- ・ 過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所のほか、

- ・ 保護者や地域住民から交通安全対策の強化に

関する要望がある箇所について、児童の安全確保に向けた対策を実施しております。

具体的には、それらの箇所において、

- ・ ハンプや狭さくの設置による速度抑制
- ・ 横断歩道や防護柵の設置による安全ゾーンの確保
- ・ 路側帯の拡幅や新設、カラー舗装化による歩行空間の創出

などのハード面の対策を講じてきたところであり、久世学区内の通学路においても、

- ・ 児童の通学時間帯における車両の通行禁止規制
- ・ 水路の蓋掛けによる歩道の拡幅
- ・ 交差点マークの設置

などの対策を講じてきたところでございます。

引き続き、保護者や地域住民の要望も踏まえつつ、道路管理者等の関係機関と連携し、道路環境の変化や通学路の変更といった実情を踏まえた対策を講じるとともに、交通指導取締りや広報啓発活動などを実施してまいりたいと考えております。

次に、大型車両が頻繁に通行する道路の対策についてでございます。

議員御指摘の大型車両の往来が多い幹線道路等では、騒音や振動等の問題にお困りの方がおられるものと承知しております。

道路の騒音や振動等を軽減する対策としては、車両の速度抑制のほか、

- ・ 道路舗装の修繕
- ・ 排水性舗装の施工
- ・ 遮音壁の設置

など、様々な手法が考えられるところでございます。

府警察としましては、交通実態や地域住民の要望等を踏まえ、交通指導取締りをしっかりと推進するとともに、更なる道路環境整備が図られるよう、土木事務所を始めとする道路管理者との連携をしっかりと深めてまいりたいと考えております。